

子正四位下、正五位下藤原朝臣宣子從四位下、藤原朝臣御康正五位下、正六位上藤原朝臣貞子、多治真人安子、無位大江朝臣告子並從五位下、七日觴宴之餘慶、特有此殊獎焉。

〔日本紀略二朱雀〕承平元年十一月廿八日辛亥詔尊母儀皇后穂○藤原子爲皇太后、凡服御物、湯沐邑、并職中諸事、皆悉如舊典。

〔日本紀略十三條後三條后〕萬壽四年九月十四日辛亥、皇太后藤原妍子、依病落飾卽崩、年卅四、十六日癸丑、奉葬皇太后於大峯寺前野了。

〔繁花物語二十九玉の飾〕三月八日よりなやませ給て、萬壽四年九月十四日のさるの時にうせさせ給ひぬ、○妍子、一品宮禎子内親王御ふくやつれ、いとおはれに心ぐるしう繪にもかゝまほしうおはします、女房みやづかさなを、皆いとくろましたり、さぶらひの人々は、さすがにこきかぎり、きぬはかまにて冠をばしたる。○中五七日にもならせ給ねれば、日ごろつくらせ給へる、五丈尊一万の不動尊供養法たてまつらせ給、その頃はあしき御もの、けどもにてうせさせ給ねれば、佛道さまたげにやとて、今にたゞ極樂へとのみ御心ざしなりけり、講師には、けうえん法橋、いといみじうつかまつる、殿のうへの御前倫○藤原道長妻子、妍子母、なせいみじうなかせ給、女房なを、あなたたはらいたと思ふまでなけば、講師はあきれつゝをやみがちなり、御法事は十月廿八日とさだめさせ給へり、それには法事の御ぐともして、阿彌陀の三尊をぞつくり奉らせ給ける。○中御法事の僧の法服、御誦經のれうの御ぞの事、染殿にも、おほかたの人々もいそぎみちたり、かゝる程にはかなくて廿七日になりぬれば、阿彌陀堂に莊嚴御法事せさせ給ふ、まだあかつきに、とのゝうへの御まへ、一品宮ひとつ御車にてわたらせおはします、とのゝ御方宮など、女房車廿ばかりあり、宮の女房こたみばかりのみやづかへとおもふに残りなく參りたり、萬まだくらき程にておぼつかなければ、くはしくかきあらためず、おはしましつきて、此堂の北の方の廊にお